

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

令和 8 年度に高等特別支援学校 3 校が開校することに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

令和 8 年度に、特別支援学校（日南くろしお支援学校、都城きりしま支援学校、延岡しろやま支援学校）が、高等特別支援学校をそれぞれ分校として開校することから、各校高等部の学科に「職業科」を追加する。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和7年5月 日	
宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也	
宮崎県教育委員会規則第 号	
県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則	
県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則（昭和54年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
(学科)	(学科)
第3条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表	第3条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表
中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学	中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学
科を置く。	科を置く。
学 校 名	学 校 名
高等部に置く学科	高等部に置く学科
専攻科に置く	専攻科に置く
学科	学科
[略]	[略]
県立日南くろしお支援	県立日南くろしお支援
普通科	普通科、職業科
学校	学校
県立都城きりしま支援	県立都城きりしま支援
普通科	普通科、職業科
学校	学校
[略]	[略]
県立延岡しろやま支援	県立延岡しろやま支援
普通科	普通科、職業科
学校	学校
[略]	[略]

